第4回企画部会 議事録

- 1 日 時 令和元年9月30日(月) 11:15~11:40
- 2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室
- 3 出席者

【委員】

西村 清彦(部会長)、北村 行伸(部会長代理)、河井 啓希、清原 慶子、西郷 浩、嶋﨑 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努【審議協力者】

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部調査企画課長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局 (総務省)】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室:櫻川室長、栗原次長、鈴木次長

政策統括官(統計基準担当):横田政策統括官、山田統計企画管理官、内山企画官

4 議 事

平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(第Ⅲ期基本計画関連分)について

○西村部会長 ただ今から第4回企画部会を開催いたします。本日は、川﨑委員が御欠席です。

議事に入る前に本日の議事と用意されている資料について、事務局から簡単に説明と確認をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 お手元の資料について議事の内容の説明と併せて確認 させていただきます。

本日は、「平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(第Ⅲ期基本計画関連分) 案」について、御審議いただきます。

資料は、「平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書について(概要)(案)」が資料1、「平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(第Ⅲ期基本計画関連分)

(案)」が資料2です。

議事の説明と資料の確認は以上です。

〇西村部会長 本日は、事務局の説明のとおりの議事にしたいと思います。

前回、8月30日の企画部会で説明しましたように、これまでの本部会及び前回の部会に おいて御報告いただきました国民経済計算体系的整備部会における審議の結果を踏まえ、 私と事務局で審議結果報告書の案を作成し、委員の皆様に事前に提示し、確認していただ きました。

本日は、その結果を踏まえた案をお示しし、御議論いただきたいと思います。

まず、報告書(案)の全体構成について、事務局から御説明をお願いします。

〇櫻川総務省統計委員会担当室長 では、資料2に基づいて説明させていただきたいと思います。「平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(案)」になります。

表紙から2枚めくっていただき、目次を御覧ください。こちらを用いて報告書(案)の 全体構成を説明させていただきます。

第3回企画部会で御了承いただいたとおり、報告書は大きく分けると本編と資料編から 成ります。

本編では、まず、「I 検討の経緯等」として、今回はどのような事項を審議の対象としたか、審議をどのように進めたのか、審議経過など、企画部会や国民経済計算体系的整備部会における検討の経緯等を記述しております。

「Ⅱ 第Ⅲ期基本計画への取組状況に関する審議結果」では、企画部会や国民経済計算体系的整備部会での審議で取り上げた5つの事項について、それぞれに(1)取組状況、

(2) 取組状況に対する評価と今後の方向性等を記述しております。

次のページですが、資料編では、企画部会や国民経済計算体系的整備部会での審議に使われました資料を添付しております。

報告書(案)の全体構成についての説明は以上となります。

〇西村部会長 報告書(案)は大部にわたりますので、幾つかに区切って御審議いただき たいと思います。

まず、「I 検討の経緯等」について、御審議いただきます。

初めに、事務局から簡単に説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 同じく資料2を使います。資料の5ページをお開きください。

「1 検討の経緯」についてです。

総務大臣は、統計法の施行状況について各府省に報告を求め、取りまとめた概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされておりまして、報告を受けた統計委員会は、関係大臣に意見を述べることができるとされていることを示しております。また、今年度は6月の統計委員会において、総務大臣からの報告を受けて審議を開始したことを記述しております。

次に、「2 審議の対象(本報告書の対象)」です。

本報告書は、第Ⅲ期基本計画に記載された事項に係る平成 30 年度までの各府省の取組

状況について、総務大臣からの報告を受けて企画部会で審議した結果を取りまとめたこと を明記しております。

続いて、「3 審議の進め方」です。

「(1)」に、審議は企画部会において行われ、6月に審議の進め方、7月に審議事項を決定した後、具体的な審議として、8月にヒアリング及び質疑、9月、本日になりますが、取りまとめ審議を実施したことを記述しております。「(2)審議事項の選定の考え方」では、まず、部会長と事務局において相談の上、実施時期が「平成30年度末までに実施する(結論を得る)。」とされていることなど、下の①から③に示す3点を考慮し、企画部会において候補を提示し、その上で、提示した候補以外の事項も含め委員から意見を収集し、部会の協議を経て決定することとしたと記述しております。

6ページに参りまして、「(3)審議事項等」についてです。7月の部会において、下のページの中段ですけれども、①から⑤のとおり審議事項を選定したことを示しております。 最後の「4 審議経過」です。

審議状況について、時系列に従って記述しております。

「I 検討の経緯等」に関する説明は以上となります。

○西村部会長 ただ今、説明がありました「I 検討の経緯等」につきまして、御意見、 御質問等はございますでしょうか。

特に御意見はないようですので、原案どおりで御了承いただいたものとしたいと思います。

次いで、「Ⅱ 基本計画への取組状況に関する審議結果」についてですが、事務局から全体を簡単に説明していただいた後、5つの審議事項ごとに確認したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 それでは、資料の11ページを御覧ください。ここから 5つの審議事項、それぞれの審議結果を記載しております。

まず、「1 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法」についてです。 取組状況としては、3点確認しています。第一に、回答の値が「0」である場合と欠測 値の場合の区別については、両者を区分して把握する。第二に、欠測値の補完方法に関し て、年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、EDINET 情報等をより一層活用する。 また、未回答法人の補完については、当該法人の過去データを利用する方法の有効性が認 められたが、対象とする過去データの範囲などについて、引き続き研究を行う。第三に、 オンライン調査の推進、電話督促業務の外部委託の拡充を進めたほか、「国民に対する回答 義務の周知」に向けて、一部の財務局の調査票発送用封筒にその旨を試行的に記載したと いうことです。

これを受けて、今後の方向性等としては、未回答法人の補完に使用する過去データの範囲について、引き続き検証を進めることが必要であると整理しております。

次に、13 ページの「2 消費者物価指数の次期基準改定に向けた対応」についてです。 取組状況としては2点確認しています。まず、葬儀サービス及び結婚式場サービスの把 握の可否について、①市場規模が増加傾向、②サービスの構成要素が全国的にほぼ共通、 ③カレンダー要因による価格変動がなく円滑な価格収集が可能、の条件を満たす葬儀サービスを新たに品目として採用する一方、これらの状況を満たさない結婚式場サービスは採用を見送る。

次に、インターネット販売価格の採用の可否については、近年の消費者のインターネットを利用した購入割合や業界の動向等を踏まえて検討し、旅行サービス(航空運賃、外国パック旅行費及び宿泊料)及びテレビなどの教養娯楽用耐久財についてインターネット販売価格を採用する。

これを受けて、今後の方向性としては、結婚式場サービスについて、中長期的な課題として引き続き検討を行うとしました。また、インターネット販売価格の活用に関して、更なる制度の改善に向けての課題も残されていることから、やはり中長期的な課題として、今後も検討を続けることが重要と整理しております。

続いて、14 ページ、「3 事業所母集団データベースの整備・充実に向けた対応」についてです。

事業所母集団データベースについては、表にありますとおり、基本計画上、様々なミッションが示されていますが、取組状況としては、アに記載した事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充を始め、データベースの整備・充実に向けた取組が着実に実施されていることを確認しています。

これを受けて、今後の方向性としては、引き続き、各府省等との連携を図りながら、第 Ⅲ期基本計画に沿って所要の措置を講ずることや、法人企業統計の母集団名簿とデータベースとの間におけるかい離について、適時に、統計委員会に対し、中間報告を行うことと整理しています。

続きまして、16ページの「4 売上高等の集計に関する消費税の取扱い」についてです。 取組状況としては、主要構造統計調査を中心にガイドラインの適用状況等を把握した結果、現行のガイドラインについて、一部の統計調査については未適用であるものの、改定 後のガイドラインについては、いずれの調査についても適用時期を明確にした上で、適用 に向けた検討が行われている状況であることを確認しています。

これを受けて、今後の方向性としては、主要構造統計調査だけでなく、短い周期で行われる統計調査も含め、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、審議の際に示された時期から適用を図ることや、消費税率変更前後の集計値の段差を回避するための情報提供等、報告者だけでなく、利用者にも混乱が生じないような対応を実施することと整理しています。

最後に、18ページの「5 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供に係る検討 状況」についてです。

取組状況としては、厚生労働省は現在、令和2年調査における調査方法の見直し等の検 討に優先して取り組んでおり、匿名データの提供に係る検討については、匿名化を行う上 での課題の洗い出しに止まっていることを確認しています。

これを受けて、今後の方向性としては、本調査については個人票だけでなく事業所票の 情報も合わせた匿名データ化の手法についても検討する必要があるが、事業所票の匿名デ ータ化についてはこれまで前例がなく、課題も多く、また、事業所を対象とする他の統計調査とも共通の横断的な課題も想定され、丁寧かつ慎重に検討すべきであること。このため、事業所のデータに係る匿名化等については、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ること。厚生労働省においては、この検討に積極的に参画するとともに、その結論が得られた後、改めて本調査における匿名データの作成・提供について検討することと整理するとともに、本調査について、集計の充実を図ることについても付言しております。

説明は以上となります。

○西村部会長 それでは、審議事項ごとに確認したいと思います。

「法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法」につきまして、御意見、 御質問等はございますでしょうか。

特に御意見はないようですので、原案どおりで了承していただいたと判断いたします。 次いで、「消費者物価指数の次期基準改定に向けた対応」につきまして、御意見、御質問 等はございますでしょうか。はい、宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 ありがとうございます。

この件につきましては、国民経済計算体系的整備部会、それから前回の企画部会におきまして、私からその骨子を御報告しておりますが、その後、若干の修正、特に冠婚葬祭サービスについて、若干の修正を行いました。それにつきまして、少し私の方から補足説明をさせていただきたいと思います。

冠婚葬祭サービスにつきましては、今、御説明があったように、葬儀サービスと結婚式場サービスがありますが、葬儀サービスの方は新たな品目として採用し、そして結婚式場サービスについては採用を見送るという判断をいたしております。この点につきましては、結婚式場サービスについてはやむを得ないと整理しております。

その理由といたしましては、葬儀サービスに比べて結婚式場サービスが非常にバラエティーで標準的なサービスが絞れないということによるものです。しかしながら、いわゆるカスタマイズされたサービスというのも、他の調査では決して見られないことでもない。企業向け、例えばサービス価格指数ではそういった場合にモデル価格を採用している品目が多数見受けられます。また、本年3月6日の第133回統計委員会資料4、「建設物価の精度向上を目指して」というところでは、同様なサービスを有する建設サービスの物価をより的確に計測するための研究としてモデル価格などの手法が具体例を交えて紹介をされているところです。

こうした点を踏まえて、報告書では、モデル化の手法を用いてカスタマイズされたサービスの価格指数を作成している事例もあるという形で、それを紹介し、かつ指摘する形で記述して、その方向性も含めて中長期的な課題として結婚式場サービスについて、引き続き検討を行うよう求めているわけです。

私からの補足説明は以上でございます。

〇西村部会長 ありがとうございました。

今の点は補足説明ということで、特にここにもう一つ加えるということではないと。

○宮川委員 いえ、特にございませんけれども、今後ともそういうカスタマイズされたサービスについても1万分の1という基準を満たすものであれば、もう少し工夫、検討を長期的な課題として引き続きしてほしいという意図であるということです。

〇西村部会長 どうもありがとうございました。内容は全くそのとおりだと思いますので、 補足説明ということで考えたいと思います。

他にございますでしょうか。

それでは、原案どおり御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、 どうもありがとうございます。

次に、「事業所母集団データベースの整備・充実に向けた対応」について、御意見、御質問等はございますでしょうか。

これも特に御意見はないようですので、原案どおりで御了承いただいたと考えます。 次いで、「売上高等の集計に関する消費税の取扱い」につきまして、御意見、御質問等は ございますでしょうか。

これについては、私から1点、コメントがあります。

改定後のガイドラインの適用については、検討済の調査を除き、どの調査についても、 適用時期を明示した上で検討するとされていますが、検討だけではなくて、しっかりと実 現してほしいというのが私の思いであります。

現行ガイドラインが既に適用されている調査については、そのノウハウが活かせると思いますが、現行ガイドラインが未適用のものについては、かなり心配しております。

特に、経済産業省企業活動基本調査と中小企業実態基本調査については、ガイドラインを優先的に適用すべき主要構造統計調査でもあります。経済産業省におかれましては、ガイドラインの適用に向けて尽力してほしいと思います。

経済産業省から、この場でコメントがあるでしょうか。はい、どうぞ。

〇吉田経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省でございます。

御指摘いただきました2つの調査につきましては、今年度に実施いたします調査研究事業において検討を行った上で、令和2年調査の結果から、参考表も含めて対応できるように努めてまいります。引き続きよろしくお願いいたします。

〇西村部会長 ありがとうございました。

それでは、この点につきましても原案どおり御了承よろしいでしょうか。どうもありが とうございます。

最後に、「賃金構造基本統計調査における匿名データの提供に係る検討状況」につきまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。はい、清原委員、どうぞ。

〇清原委員 ありがとうございます。

賃金構造基本統計調査における匿名データの提供に関しては、いわゆる個人票だけではなくて、事業所票の匿名化という大変重要な課題が提起されました。私といたしましては、是非、事業所データの匿名化等につきましては、総務省の統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会でまず一定の結論を得ることが極めて重要だと思います。今後、他の調査の事業所票の匿名化にも資するものと考えます。したがいまして、今回のこの報告書の内

容は極めて有意義だと思っておりまして、今後実質的に検討が進みますように願っている ところでございます。

よろしくお願いいたします。

〇西村部会長 ありがとうございました。正にそのとおりやっていきたいと考えております。

それでは、ここも原案どおり御了承ということでよろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

以上で、報告書(案)に関する一通りの審議を終えたことになりますが、全体を通じて、 何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、本日の審議結果を取りまとめさせていただきたいと思います。

特段の修正に至る御意見はありませんでしたので、本日御提示した報告書(案)で企画 部会として了承してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇西村部会長 どうもありがとうございました。

審議結果報告書については、本日、お配りしている報告書の内容を簡単にまとめた概要 と合わせて、事務的な手続が完了次第、公表したいと思います。

こちらもこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇西村部会長 どうもありがとうございます。

以上、企画部会の審議取りまとめとさせていただきます。

なお、審議結果報告書の統計委員会としての取りまとめについてですが、統計委員会で定めた「委員会と構成員が同一となっている部会の審議事項に関する委員会の議決について」という内規によれば、委員会と構成員が同一である企画部会の審議事項については、部会の議決をもって統計委員会の議決とすることができます。このため、本日の審議取りまとめのとおり、「平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(第Ⅲ期基本計画関連分)」を統計委員会として決定することといたします。

以上で本日予定されておりました議事は終了いたしました。

最後に、事務局から連絡をお願いします。

〇櫻川総務省統計委員会担当室長 本日の企画部会が、現委員の任期期間における、最後 の企画部会となる予定です。

次回以降の企画部会につきましては、委員会において新たに部会の構成を決定した上で 開催することとなります。具体的な開催日程・議題等については、決まり次第、新たな部 会の構成員に御連絡いたします。

〇西村部会長 それでは、以上をもちまして本日の企画部会を終了いたします。 ありがとうございました。